

【中国】党・政府幹部選抜任用制度の厳格化

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 習近平政権が強力に推進する共産党及び公務員の綱紀粛正の一環として、2014年1月15日、新たな「党・政府指導幹部選抜任用工作条例」が公布され、選抜任用制度が一層厳格化されることになった。

1 背景と経緯

習近平政権は、発足以来一貫して共産党幹部及び公務員等の汚職・腐敗の撲滅を最重要課題の1つと位置付け、取締りの強化と関係規則等の整備を進めてきた。その中心となるのが、2012年12月に制定された「八項規定」（業務の簡素化や勤勉儉約の励行などを求める8項目の規定）と、2013年11月25日に発表された「党・政府機関節約励行浪費反対条例」である（注1）。

それに続いて、共産党幹部及び公務員等の選抜任用制度について、その選考基準と手続を一層厳格化するため、中国共産党中央は「党・政府指導幹部選抜任用工作条例」（以下「条例」）の改正を行い、2014年1月15日に公布した（注2）。旧条例は1995年に制定された「暫定条例」を基礎として2002年7月9日に公布され、不正を防止し優秀な人材を民主的に選抜任用するためのさまざまな規定を設けていたが、必ずしも十分な成果が上がっていなかった。また、家族を外国に移住させている高級幹部の不正蓄財疑惑などが報道され、国民の目が厳しくなる中で、条例の規定の一層の厳格化と制度の精緻化が求められていた。

今回改正された条例では、共産党が幹部を管理するという原則がより明確に打ち出されている。また、職業倫理と執務能力が特に重視され、優秀な若手幹部の抜擢を奨励する一方で、恣意的な抜擢等を防止するための厳格な手続等も定められた。そのほか、新しい条例の規定に基づく制度の運用を確実なものとするため、2014年1月21日に「幹部選抜任用における監督強化に関する意見」（注3）が共産党中央組織部から出されている。

2 条例の概要

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：選抜任用条件（第7条～第10条）、第3章：動議（第11条～第13条）、第4章：民主的推薦（第14条～第22条）、第5章：審査（第23条～第33条）、第6章：討論決定（第34条～第39条）、第7章：就任（第40条～第44条）、第8章：法に基づく推薦、指名及び民主的協議（第45条～第49条）、第9章：公開選抜及び競争による役職就任（第50条～第53条）、第10章：異動及び回避（第54条～第56条）、第11章：免職、辞職及び降格（第57条～第60条）、第12

章：規律及び監督（第 61 条～第 66 条）、第 13 章：附則（第 67 条～第 71 条）。

(2) 適用対象

条例は、中央及び県級以上の地方の共産党、人民代表大会、行政府、政治協商会議、規律検査委員会、人民法院、人民検察院の幹部に適用される。県級以上の共産党委員会及び政府の直屬事業体及び労働組合、共産主義青年団、中華全国婦女連合会の幹部並びに非共産党員の取扱いについても、この条例を準用する（第 4 条）。

(3) 選抜範囲

党・政府の幹部は、党・政府機関の内部からだけでなく、外部からも選抜任用することができる。地方の党・政府の幹部は、当該地方における県、郷等の党・政府の幹部及び国有企業等の経営幹部の経験者から選抜するよう留意しなければならない。（第 10 条）

(4) 候補者の民主的推薦

党・政府の幹部の選抜任用においては、必ず民主的推薦の手續によって候補者を選ばなければならない。民主的推薦には会議方式と個別面談方式の 2 種類があり、その推薦結果は選抜任用の際の重要な参考とされる。推薦結果は 1 年間有効である。（第 14 条）

(5) 審査対象から除外する者

審査対象となる候補者は、上記の民主的推薦と年度人事評価等を総合的に勘案して決定する（第 23 条）。①一般人からの評価が低い者、②直近 3 年間の年度人事評価で中位以下の評価結果がある者、③任官目的の贈賄や不正な集票活動を行った者、④配偶者又は配偶者がいない場合にあっては全ての子女が外国（地域）に移住している者、⑤服務規律又は党紀の処分を受けた者、⑥その他抜擢すべきでない理由のある者は、選抜任用の対象としてはならない（第 24 条）。

(6) 遵守すべき規律

幹部の選抜任用においては、この条例の規定のほか、①幹部定員の厳守、②不正な手段による職位獲得の禁止、③選抜任用手続の厳守、④選考関連情報の無断提供の禁止、⑤審査過程における事実の隠蔽又は歪曲の禁止、⑥選考過程における集票活動等の禁止、⑦所管機関又は前任地における幹部選抜任用に対する私的な関与の禁止、⑧人事異動や組織再編に乗じた突然の抜擢人事等の禁止、⑨幹部選抜任用における情実や便宜提供の禁止、⑩人事記録の改ざん又は経歴詐称等の禁止の計 10 項目を遵守しなければならない（第 61 条）。

注（インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。）

(1) 岡村志嘉子「【中国】党・政府機関節約励行浪費反对条例」『外国の立法』258-2 号, 2014.2, pp.20-21.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8423373_po_02580209.pdf?contentNo=1>

(2) 「党政领导干部选拔任用工作条例」『人民日报』2014 年 1 月 16 日

(3) 「关于加强干部选拔任用工作监督的意见」『同』2014 年 1 月 26 日